い。」の次に「ただし、電子決裁による場合には、朱書は要しない。」を加え、同条第2項 第1号中「保存する。」の次に「ただし、電子決裁による場合には、朱書は要しない。」を 加え、同項第2号中「施行する。」の次に「ただし、電子決裁による場合には、朱書は要 しない。」を加える。

第26条第5項中「には、審議了印」を「については、電子決裁によるものは、文書管理 システムに審議が終了した旨及びその日付を登録し、それ以外のものには、審議了印」に改め、同条第6項中「、秘書課」を「、電子決裁によるものについては、文書管理システ ムに決裁日付を登録し、それ以外のものについては、秘書課」に改め、同条第7項中「、 私学文書課長」を「、電子決裁によるものについては、文書管理システムに決裁日付を登

録し、それ以外のものについては、私学文書課長」に改める。 第 28 条中「、各課」を「、電子決裁によるものについては、文書管理システムに決裁日 付を登録し、それ以外のものについては、各課」に改める。 第29条中「記入」を「登録し、又は記入」に改める。

第29条の次に次の1条を加える。

(決裁の終了の登録)

- 第29条の2 決裁文書のうち文書管理システムにより起案したものについては、文書管理 システムに決裁が終了した旨を登録しなければならない。
 - 第30条第1項後段を削る。
- 第 32 条第 3 項中「、電子メール」を「、文書管理システム又は電子メール」に改め、同条第 4 項中「ファクシミリ」の次に「、文書管理システム」を加える。
 - 第 34 条中「、決裁文書」を「、電子決裁による場合を除き、決裁文書」に改める。
- 第 36 条第1項中「、受付発送簿」を「、文書管理システム及び受付発送簿」に改める。 第39条第2項中「、毎年1回見直し」を削り、「改定を行う」を「改定を行い、文書管理システムに登録する」に改め、同条第3項第4号中「目次(別記第28号様式)」を「文 書管理システムで出力する簿冊内文書一覧」に改め、同条中第4項及び第5項を削り、同 条第6項中「、第4項のステッカーを簿冊」を「、保存期限が1年以上の簿冊については、 文書管理システムにより簿冊名等を記載したステッカーを作成し、簿冊」に改め、同項を 同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。
- 前2項の規定にかかわらず、電子簿冊(電子文書のみで構成される簿冊をいう。以下 同じ。) については、この限りでない。

第41条を次のように改める。

(簿冊の引継ぎ)

- 第41条 各課長は、文書管理システムにより引継文書一覧表(以下この条において「一覧 表」という。)を作成し、私学文書課長が指定する期日に、私学文書課長の引継確認又は保管承認を受けたうえで、一覧表に基づき簿冊(電子簿冊を除く。)を引き継ぎ、又 は簿冊を保管しなければならない。
 - 第42条第1項中「前条第3項」を「前条」に改める。
- 第44条中「、保存文書借覧簿」を「、文書管理システムに所要事項を登録し、又は保存 文書借覧簿」に改める。
 - 第47条第1項を次のように改める。

各課長は、保存期限が1年以上の簿冊のうち、保存期限が満了する簿冊について、あ らかじめ文書管理システムにより廃棄文書一覧表(以下この条において「一覧表」とい う。)を作成しなければならない。

第47条第2項中「各課長は、一覧表」を「前項の規定にかかわらず、文書管理システム により一覧表を作成することができない簿冊については、私学文書課長は、あらかじめ一 覧表を作成し、各課長に送付しなければならない。この場合、各課長は、私学文書課長が - 覧表」に改め、同条第3項中「簿冊」の次に「(電子簿冊を除く。)」を加え、同条第7 項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、 第5項の次に次の1項を加える。

各課長は、電子簿冊については、文書管理システムにより廃棄しなければならない。

第49条第2項及び第3項の表中

第11条第3項、第4項

文書取扱主任| 課長

を

第11条第3項、第4項、第6項、 文書取扱主任 課長 に改める。 第8項

第 49 条の 2 中「起案用紙」を「文書管理システムに登録し、又は起案用紙」に、「朱書」 「記入」に改める。

第 52 条第1項中「回議案で、文書取扱主任」を「回議案は、電子決裁によるものについ ては、文書管理システムに決裁日付を登録し、それ以外のものについては、文書取扱主任」 に改め、同条第2項中「、文書取扱主任」を「、電子決裁によるものは文書管理システム に決裁日付を登録し、それ以外のものには文書取扱主任」に改める。 第53条第1項中「及び第29条」を「、第29条及び第29条の2」と改め、同条第2項

の表を次のように改める。

第 14 条第 3 項、第 15 条 | 私学文書課長 | 文書取扱主任